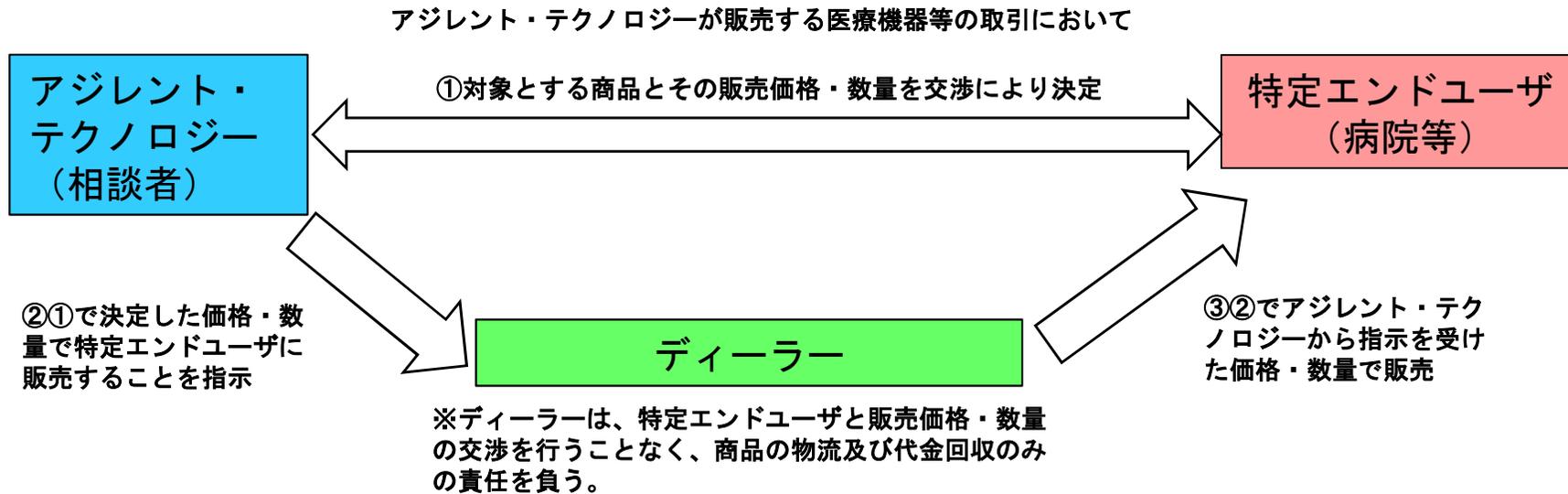


アジレント・テクノロジー株式会社（医療機器等の販売事業者）からの相談概要



検討の視点

本件相談は、事業者が流通業者の販売価格を拘束するものであるから、独占禁止法第19条の不正な取引方法の一つである再販売価格の拘束に該当するかの観点から検討

独占禁止法上の考え方

- ア アジレント・テクノロジーは、特定エンドユーザとの間で直接交渉を行い、対象とする商品とその販売価格・数量を決定し、ディーラーに対して、当該商品とその価格・数量で特定エンドユーザに販売することを指示するものであること
- イ ディーラーは、商品の物流及び代金回収のみの責任を負うものであること
- ウ ア及びイによれば、実質的にみてアジレント・テクノロジーが特定エンドユーザへ販売していると認められること

以上の点を前提とすれば、アジレント・テクノロジーの行為は、独占禁止法上問題となるものではない。